

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 15 日

上越市長 中 川 幹 太

記

1 委託事務の内容

上越妙高駅西口駐車場、上越妙高駅東口駐車場、上越妙高駅東口ロータリー駐車場の使用料の徴収事務

2 委 託 先

名 称：上越妙高駅周辺事業協同組合
住所又は事務所の所在地：上越市大字中田原 80 番地 28

3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

4 委 託 期 間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで